

## 令和8年度（2026年度）

### 「集客力アップに向けた課題解決応援事業助成金」の申請者募集について

公益財団法人ふくい産業支援センターでは、このたび「集客力アップに向けた課題解決応援事業助成金」の申請者を募集します。これは、北陸新幹線開業効果を維持・最大化するために、観光客の満足度向上や受入れ態勢の整備に関する課題解決を図るための県内中小企業者が行う事業用建物の増改築、設備導入などの取組みに対し、対象経費の一部を助成するものです。

助成対象の事業	観光客の満足度向上や受入れ態勢に関する課題解決を図るための店舗改装、設備導入などの費用を応援します。 ※交付決定の日から、令和9年1月末までに完了する事業
主な対象者要件	県内で観光客等に対して商品、サービスなどを提供する中小企業者、企業組合、特定非営利活動法人などで、創業から1年以上経過していること 北陸新幹線開業前後の一定期間（月単位、四半期単位など）の同時期を比較した結果、売上および客数が減少しており、売上拡大のための対策が必要であることなど
採択予定数	8者程度
対象経費	観光客等が使用する事業用建物の増築・改装、設備購入等に要する経費 上記の増築・改装、設備購入等に付帯する経費
助成率	助成対象経費の1/3以内（上限150万円）
スケジュール	募集期間：令和8年5月25日（月）～7月17日（金）17時まで 交付決定：令和8年8月中～下旬
申請に必要な主な書類	○事業計画書 ○最近3期分の決算書類 （損益計算書、貸借対照表、製造原価報告書、販売費および一般管理費明細） ○直近の確定申告書 ○県税の納税証明書 ○地方消費税の納税証明書 ○住民票（個人事業主） ○会社や店舗のパンフレット、店舗や商品などの内外観写真 ○県内商工団体等からの意見書 など
書類等入手方法	ふくい産業支援センターのWebサイトからダウンロードで入手可能です。 URL： <a href="https://www.fisc.jp">https://www.fisc.jp</a>
書類等の提出先	下記に郵送またはご持参ください。 〒910-0296 坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16 福井県産業情報センター4階（公財）ふくい産業支援センター 経営支援部

#### ■ 本件に関する問い合わせ先 ■

（公財）ふくい産業支援センター 経営支援部

担当：南 電話：0776-67-7406 メール：shikin-g@fisc.jp

# 集客力アップに

# 向けた課題解決

# 応援事業助成金

令和8年度(2026年度)

## 申請者募集

**募集期間** 令和8年5月25日(月)~7月17日(金)17時必着

観光客の満足度向上や受入れ態勢改善のための**店舗改装等**を応援します！！

※詳細は、チラシ裏面  
ふくい産業支援センターのWebサイト  
をご覧ください

### 【対象経費】

- 観光客等が使用する**事業用建物の増築・改装、設備購入等**に要する経費
- 上記の増築・改装、設備購入等に付帯する経費

### 【助成率】

助成対象事業費の **1 / 3 以内 (上限 1 5 0 万円)**

### 【採択数】

**8 者程度** ※ 助成率、助成金額は採択数により変動する場合があります。

### 【対象者要件】

- 県内で観光客等に対して商品、サービスを提供する中小企業等で、創業から1年以上経過していること 時期については、申請者の状況によって設定可能です。
- 北陸新幹線開業前後の任意の同時期(月単位、四半期単位など)を比較した結果、売上・客数が減少しており、売上拡大のための対策が必要であること など

【応募先】 〒910-0296 坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16 福井県産業情報センター4階  
(公財) ふくい産業支援センター 経営支援部 (ご持参、郵送ともに可)

▼問い合わせ先 (助成金の内容、申請手続き)  
(公財) ふくい産業支援センター 経営支援部  
電話 0776-67-7406

▼問い合わせ先 (助成金の内容)  
福井県 産業労働部 商業・市場開拓課  
電話 0776-20-0369

## ○対象者要件について

助成金交付事業の対象となる者は、次に掲げる事項のすべてを満たす者とする。

- ① 福井県内に主たる事業所を有する中小企業者、企業組合、特定非営利活動法人。  
ただし、みなし大企業は除く。
- ② 創業から1年以上を経過している者
- ③ 売上および客数が新幹線県内開業以前と比較して減少している観光客向けの商品の製造・加工・販売や、サービス、産業観光等を供給する店舗を営業している者
- ④ 助成金交付事業の内容が、観光客の満足度向上や受入れ態勢に関する課題解決に資するものであると商工団体等が認める者
- ⑤ 商工団体等と連携して今後5年間の事業計画書（様式第1）を策定し、今後も事業継続する意欲がある者
- ⑥ 「ふくい女性活躍推進企業」に登録されていること。「ふくい女性活躍推進企業」に登録申請中の場合は、「集客力アップに向けた課題解決応援事業助成金 審査委員会」の開催までに「ふくい女性活躍推進企業」に登録されていること。ただし、個人事業者は除く。

**※過去に県産業労働部関連の補助金を受けた方は一部制限があります。**

## ○助成対象外事業について

次に掲げる事業は、助成対象外とする。

- ① フランチャイズ契約を締結して行う事業
- ② ①に密接に関連して行う事業
- ③ 次に掲げる区域内で行う事業
  - i 「県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）」の補助対象エリア（福井市中央1丁目、中央3丁目）
  - ii 「敦賀まちづくり魅力UP応援補助金」の補助対象エリアのうち「特定エリア」に指定されている区域（敦賀市白銀町、鉄輪町1丁目、本町1丁目、本町2丁目、清水町1丁目、清水町2丁目、神楽町1丁目、神楽町2丁目、相生町、蓬萊町）

## ○助成対象経費について

事業用建物の増築・改装費

- ・ 建物新增築費：事業用建物の増築に要する経費（デザイン料等の設計に要する経費を含む）
- ・ 建物修繕費：事業用建物の改築・改装に要する経費（デザイン料等の設計に要する経費を含む）
- ・ 構築物費：構築物の工事、購入、建造、改良、修繕又は借用に要する経費（デザイン料等の設計に要する経費を含む）

設備導入費

- ・ 機械装置費：機械装置の購入、製造、改良、修繕又は借用に要する経費  
※単なる設備の更新（例：古くなった店舗内の空調の更新）は対象外とする

※据付、搬入、運搬等の経費は当該工事と一体として捉えられるものに限りません。

※観光客等の体験施設については新築費用も対象となります。

※修繕のための改装費、設備の更新は対象となりません。